○北海道開発局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市清田区平岡一条四丁目三〇一番三から同市清田区平岡一条四丁目三〇三番七まで	前	三七・九五～四〇・七〇メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	二七・二〇～三二・三五メートル	〇・〇六九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道檜山郡厚沢部町字木間内一八九番一から同町字木間内一九五番一まで	前	二四・二一～四二・二〇メートル	〇・一〇九キロメートル
	後	二四・二一～一一一・七九メートル	〇・一〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道松前郡福島町字松浦三八三番一から同町字松浦三八三番二一まで	前	三二・五七～八一・五二メートル	〇・一四二キロメートル
	後	三二・五七～九八・九二メートル	〇・一四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道新冠郡新冠町字東町一五番六から同町字東町一三番三三まで	前	一七・〇〇～二四・五〇メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	一七・〇〇～二二・五〇メートル	〇・〇六九キロメートル
北海道新冠郡新冠町字西泊津一番六から同町字西泊津三番一まで	前	一九・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇八五キロメートル
	後	二三・五〇～三八・〇〇メートル	〇・〇八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道樺戸郡月形町字南耕地三一六番三四から同町字南耕地三一六番三〇まで	前	二七・〇〇～九七・〇三メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	一〇〇・八七～一〇〇・八七メートル	〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道浦河郡浦河町字東幌別一一四番六地内	前	七〇・九七～八四・一二メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	七〇・九七～八三・九六メートル	〇・〇六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道虻田郡ニセコ町字福井三二一番九地先から同町字黒川六四番七地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十五号及び二百三十七号	北海道新冠郡新冠町字東町一五番六から同町字西泊津三番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
三百三十六号	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内	〃
〃	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内	〃
〃	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内	〃
〃	北海道様似郡様似町字旭一五一番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十七年七月二十四日